

官庁施設のバリアフリー化及び震災時対策に関する行政評価・監視

－利用者の安全確保及び利便向上を中心として－

－ 主な改善事例 －

【事例 1】傾斜路の点字ブロック上に自転車を駐輪しないよう駐輪禁止の標識を設置	1 頁
【事例 2】段差があることを警告するための点状ブロックを階段の上端に近接する廊下に敷設	2 頁
【事例 3】オストメイト用設備を設置している旨を案内板に表示	3 頁
【事例 4】車いす使用者も利用できる多目的トイレをピクトグラムで分かりやすく案内板等に表示	4 頁
【事例 5】受付が庁舎 2 階にあるが、エレベーターがないため、1 階の正面入り口に設置されたインターфон脇に「階段を上れない方は、インターфонを押して職員を呼び出してください」という旨を表示	5 頁
【事例 6】杖先や車いすのキャスター等が落ちないよう、排水溝の蓋を格子幅 2 センチメートル以下のものに交換	6 頁
【事例 7】傾斜路の途中から設置されていた手すりを延長	7 頁
【事例 8】移動等円滑化措置を講じた庁舎の施設・設備名等の情報をホームページにおいて提供	8 頁
【事例 9】災害時の一時避難場所に多数生じていた段差を解消	9 頁

1 バリアフリー化の推進

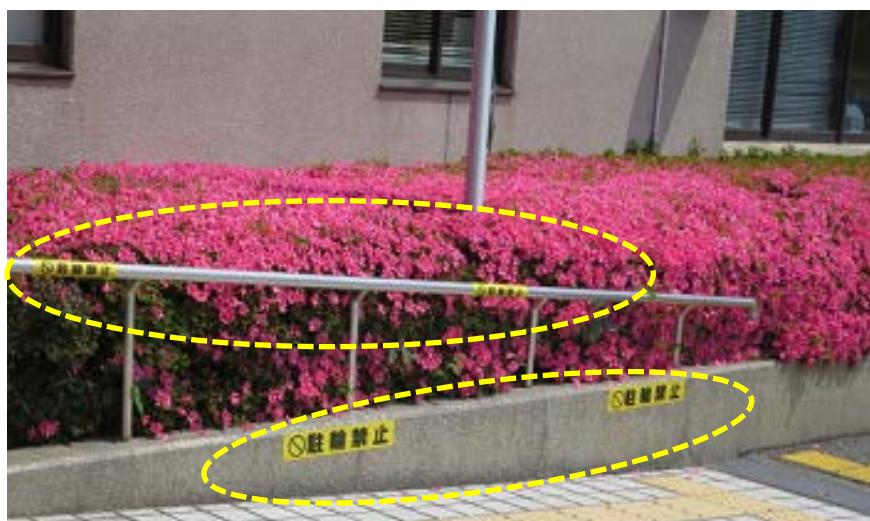
(1) ハード面のバリアフリー化

**【事例 1】 傾斜路の点字ブロック上に自転車を駐輪しないよう駐輪禁止の標識を設置
(さいたま地方法務局川口出張所)**



(改善前)

傾斜路の点字
ブロック上に自
転車が駐輪



(改善後)

駐輪禁止の
標識を設置

【事例 2】 段差があることを警告するための点状ブロックを階段の上端に近接する廊下に敷設（水戸公共職業安定所）



(改善前)

階段の上端に近接する廊下に、段差があることを警告するための点状ブロックが敷設されていない。



(改善後)

階段の上端に近接する廊下に点状ブロックを設置

【事例 3】 オストメイト用設備を設置している旨を案内板に表示
(関東農政局水戸地域センター)



(改善前)
多目的トイレ
に、オストメイト
用設備が設置され
ているにも関わら
ず、案内板にその
表示がない。



(改善後)
案内板に、オス
トメイト用設備を
設置している旨を
表示した。

【事例 4】 車いす使用者も利用できる多目的トイレをピクトグラムで分かりやすく案内板等に表示（水戸公共職業安定所）



(改善前)

玄関ホールの案内板に多目的トイレの案内表示はあるが、文字が小さく分かりにくい。



(改善後)

玄関ホールの案内板の「多目的トイレ」の記載の左上及び案内板横の壁に、車いす使用者も利用できるトイレであることが分かるようにピクトグラムで表示

【事例 5】 受付が庁舎 2 階にあるが、エレベーターがないため、1 階の正面入り口に設置されたインターфон脇に「階段を上れない方は、インターфонを押して職員を呼び出してください」という旨を表示（行田労働基準監督署）



(改善前)

受付が 2 階にあることや受付を呼び出すためのインターфонの使い方が表示されていない。



(改善後)

インターфонの上に「階段を上れない方は、インターфонを押して職員を呼び出してください」という旨を表示

【事例 6】 杖先や車いすのキャスター等が落ちないよう、排水溝の蓋を格子幅 2 センチメートル以下のものに交換（巻公共職業安定所）



(改善前)

排水溝の蓋の格子幅が 2 センチメートルを超えていたため、杖先や車いすのキャスター等が落ちるおそれがある。



(改善後)

杖先や車いすのキャスター等が落ちないよう格子幅が 2 センチメートル以下の蓋に交換した。

【事例 7】 傾斜路の途中から設置されていた手すりを延長（新潟地方法務局三条支局）



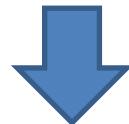
(2) ソフト面のバリアフリー化

【事例8】 移動等円滑化措置を講じた庁舎の施設・設備名等の情報をホームページにおいて提供（新潟地方検察庁）

新潟地方検察庁ホームページ【庁舎バリアフリー一覧】



「庁舎バリアフリー一覧」をクリックすると、「バリアフリー施設のご案内」が表示され、詳細な案内を見ることができる。



〈庁舎のバリアフリー施設一覧(平成26年4月1日現在)〉

※ ご不明な点は、各庁にご確認をお願いします。

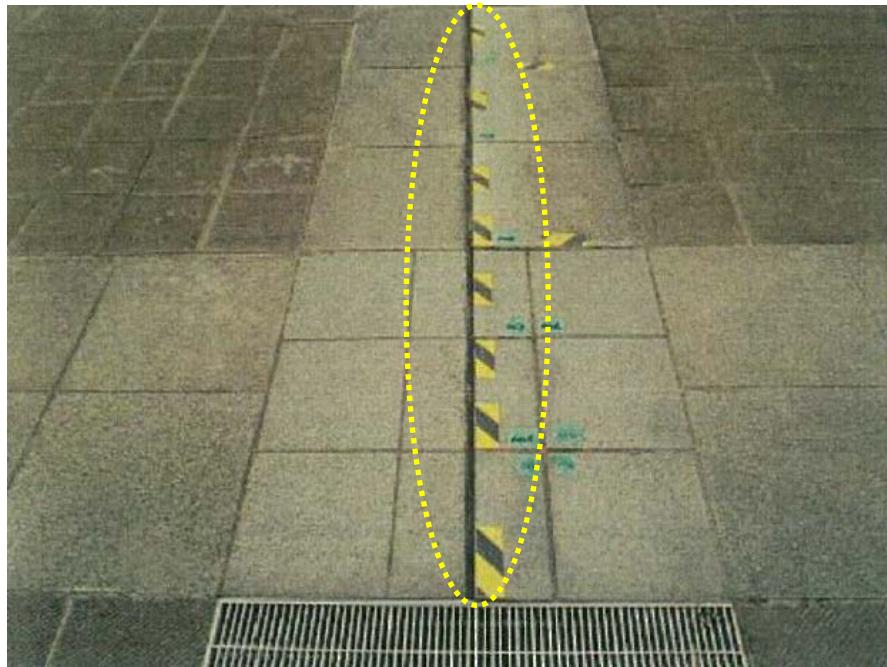
ピクトグラムの説明	
	駐車場があります
	車いす使用者が利用できる駐車区画があります
	主な外部出入口前が平坦です
	主な外部出入口前に段差や階段があります
	主な外部出入口前にスローブがあります
	主な外部出入口が自動ドアです
	洋式トイレがあります
	乳幼児のおむつを交換できる台があります
	車いすで利用できるトイレがあります
	オストメイトが利用できるトイレがあります
	敷地内通路や建物内部に復興障害者移動用ブロックがあります
	点字表示又は音声付のエレベーターがあります
	貸出用車いすがあります
	AED(自動対外式除細動器)があります
受付案内所があります	
一般用のエレベーターがあります	
車いす使用者が利用できるエレベーターがあります	
点字表示又は音声付のエレベーターがあります	
貸出用車いすがあります	

バリアフリー情報	
庁名	施 設 一 覧
本庁	
三条支部	
新発田支部	

2 震災時対策の推進

(2) 消防用設備の整備、避難通路の確保等

【事例9】災害時の一時避難場所に多数生じていた段差を解消（関東財務局）



(改善前)

災害時の一時避難場所（広場）に最大約3センチメートルの段差が多数生じておらず、避難者がつまずくなどの支障を来すおそれがある（注意喚起の黄色いテープが貼ってある。）。



(改善後)

改修工事を実施し、段差を解消した。